

厚生労働省が定める掲示事項について

保険医療機関

当院は厚生労働省が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

指定医療機関等

労災保険指定医療機関 指定難病医療機関 生活保護法等指定医療機関

明細書発行体制等加算

当院では患者様への情報提供を推進していくという観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目がわかる明細書を無料で発行しています。明細書には使用した薬剤の名前や行われた検査・手術等の名称が記載されます。

公費負担医療の受給者で医療費の自己負担の無い方についても明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、受付までお申し出ください。

尚、明細書の再発行は致しませんので、大切に保管いただきますようお願いいたします。

コンタクトレンズ検査料

当院は『コンタクトレンズ検査料 1』の施設基準に適合しているため、近畿厚生局に届出を行っています。

○初診料および再診料

コンタクトレンズ装用目的として、当院にはじめて受診した方は初診料 291 点を算定します。当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定してことがある方は再診料 75 点を算定します。

○コンタクトレンズ装用を目的に眼科学的検査を行った場合は 200 点を算定します。

※厚生労働省が定める疾病の診察に関してはコンタクトレンズ検査料ではなく通常の眼科学的検査料を算定します。

医療情報取得加算

当院はマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。
正確な情報を取得、活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

一般名処方加算

当院では後発医薬品の使用推進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。後発医薬品のある医薬品について特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う場合があります。

保険外負担に関する事項

当院では診断書・証明書などにつきまして、実費のご負担をお願いしております。

身体障害者診断書・意見書（視覚障害用） ￥5,000

傷害年金診断書 ￥5,000

民間保険会社への証明に用いる診断書 ￥5,000

診断書（当院書式・一般） ￥3,000

証明書（当院書式） ￥1,000